

参考資料(昭和48年:1973年 文部省管理局通達)

文初財第431号

昭和48年9月27日

各都道府県教育委員会殿

文部省初等中等教育局長 岩間 英太郎

文部省管理局長 安嶋 弥

公立小・中学校の統合について(通達)

学校統合の方策については、昭和31年に『公立小・中学校の統合方策について』(昭和31年11月17日文部事務次官通達)をもって通達されているところであり、貴委員会におかれても貴管下市町村に対してご指導を願ってきたところありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層のご配慮をお願いします。

記

- 1、 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実する方が好ましい場合もあることに留意すること。
- 2、
 - (1) 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
 - (2) 学校統合を計画する場合には、学校のもつ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うように努めること。
 - (3) 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。



◎小中学校の統合促進を要請＝221校で運営費3割減－財務省調査

財務省は、予算の用途などをチェックする「予算執行調査」で、公立小中学校の統廃合を進めるよう文部科学省などに要請した。既に統合した221校を対象に、財務省が費用削減の効果を調べたところ、児童1人当たりの学校運営費は3割近く減少。また約6割の保護者が「友達がたくさんできる」などと肯定的に受け止めており、財務省は「通学時間が長くなるデメリットはあるが、スクールバスの導入支援など新たな施策を通じた統合の推進が必要だ」と結論付けている。

近年の少子化で児童・生徒はピーク時から4割近く減ったが、学校数は小学校で9%、中学校で3%しか減っておらず、学級数が標準規模（12～18学級）に満たない学校が半分程度に達している。また小中学校の教職員は学級単位で定数が決まるため、児童・生徒数に見合う形で減っておらず、効率化を図る観点から、政府の教育再生会議が学校統合の推進を求めている。

今回の調査は近隣の学校と統合して2005年4月に開校した43県の小学校161校（統合前387校）、中学校60校（同140校）を対象に実施した。調査によると、1校当たりの学級数は1.6倍に増加。一方、教職員数は小学校で37%、中学校で33%減り、学校運営費は小学校で年間33万円（34%）、中学校で同25万円（27%）減少した。これは単年度予算で約170億円の節減効果があるという。

統合のメリットを問う調査でも、市町村の37%が「適正規模の教育が可能となった」と回答。保護者にも肯定的な意見が多かった。

一方、市町村、保護者ともに通学距離の長くなった点をデメリットとして指摘した。実際、距離の標準規模（小学校4キロ以内、中学校6キロ以内）を超える学校は約8割に達しており、全体で7割前後がスクールバスを導入していた。

秋田、和歌山、広島といった県は経費補助や教員の加配などの支援策を講じていた。

これを受け、財務省は「教育の質向上とコスト縮減を図るため、学校規模の適正化が必要」と指摘。自治体が統合を進められるような制度・施策が必要と訴えた。

具体的には、国に求められる施策として、▽学校規模が学力などに与える効果を検証する調査研究事業▽学校統合に関する基本方針の策定—を列挙。同時に、統合校に教員の加配措置を講じたり、スクールバス導入を支援したりする必要性も示した。

また、地方交付税の算定基準に学校数が含まれており、統合すると交付税が計算上は減ることになるため、一定の配慮が必要と訴えた。

市町村に対しても、住民の理解を得る上でのプロセスを整理・共有化するよう提言。地域事情に応じた設置基準の策定などを都道府県に求めた。（了）

（2007年7月17日／官庁速報）

＝ 閉じる ＝

十和地区

① 広井線 (広井～十川小)			
H19利用者	小学生	10名	
	計	10名	
登校時 (乗車時間 0:18)			
7:15	駐車場(旧広井小)		
↓			
7:20	保喜(井崎)	小	4名
↓			
7:25	下広瀬(広瀬)	小	4名
↓			
7:31	柳瀬(下広瀬)	小	2名
↓	広井小前(経由)		
↓	道の駅前(経由)		
7:38	十川小		
↓	道の駅前(経由)		
7:45	駐車場(旧広井小)		
下校時 (乗車時間 0:18)			
16:30	駐車場(旧広井小)		
↓	道の駅前(経由)		
16:40	十川小		
↓			
16:47	保喜(井崎)	小	4名
↓			
16:52	下広瀬(広瀬)	小	4名
↓	広井小前(経由)		
16:58	柳瀬(下広瀬)	小	2名
↓			
17:05	駐車場(旧広井小)		

② 古城・地吉線 (古城～地吉～十川小)			
H19利用者	小学生	12名	
	計	12名	
登校時 (乗車時間 0:30)			
6:50	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
7:17	旧古城小前(古城)	小	1名
↓			
7:20	滝の華橋(地吉)	小	4名
↓	古城小前(経由)		
7:22	牛舎前(古城)	小	1名
↓			
7:25	本村(古城)	小	1名
↓			
7:30	追和分岐(古城)	小	3名
↓			
7:40	御旅所(古城)	小	2名
↓			
7:47	十川小		
↓			
8:00	駐車場(昭和中体育館下)		
下校時 (乗車時間 0:27)			
16:30	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
16:40	十川小		
↓			
16:47	御旅所(古城)	小	2名
↓			
16:50	本村(古城)	小	1名
↓			
16:55	追和分岐(古城)	小	3名
↓			
17:02	旧古城小前(古城)	小	1名
↓			
17:04	滝の華橋(地吉)	小	4名
↓	古城小前(経由)		
17:07	牛舎前(古城)	小	1名
↓			
17:30	駐車場(昭和中体育館下)		

③ 大道・小野線 (大道～小野～十川小・中)			
H19利用者	小学生	16名	
	中学生	3名	
	計	19名	
登校時 (乗車時間 0:48)			
6:05	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
6:50	大滝の奥(奥大道)	中	2名
↓			
6:55	番所(奥大道)	小	1名
↓			
7:03	向畑(奥大道)	小	1名
↓		中	1名
7:09	住宅下(奥大道)	小	1名
↓			
7:19	対岸線入口(口大道)	小	2名
↓			
7:26	半家滝橋(久保川)	小	3名
↓			
7:32	小野大橋(小野)	小	8名
↓			
7:38	十川小		
↓			
7:50	駐車場(昭和中体育館下)		
下校時(1回目) (乗車時間 0:38)			
16:30	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
16:40	十川小		
↓			
16:45	小野大橋(小野)	小	8名
↓			
16:48	半家滝橋(久保川)	小	1名
↓			
16:50	沈下橋うえ(久保川)	小	2名
↓			
16:57	対岸線入口(口大道)	小	2名
↓			
17:06	住宅下(奥大道)	小	1名
↓			
17:10	番所(奥大道)	小	1名
↓			
17:18	向畑(奥大道)	小	1名
↓			
18:00	十川中		
下校時(2回目) (走行時間 0:50)			
18:45	十川中		
↓			
19:25	向畑(奥大道)	中	1名
↓			
19:35	大滝の奥(奥大道)	中	2名
↓			
20:20	駐車場(昭和中体育館下)		

④ 野々川線 (野々川～昭和小)			
H19利用者	小学生	1名	
	計	1名	
登校時 (乗車時間 0:20)			
6:55	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
7:15	野々川	小	1名
↓			
7:35	昭和小		
7:35	駐車場(昭和中体育館下)		
下校時 (乗車時間 0:20)			
16:30	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
16:50	野々川	小	1名
↓			
17:10	駐車場(昭和中体育館下)		

⑤ 里川・浦越線 (里川～浦越～昭和小・中)			
H19利用者	小学生	5名	
	中学生	8名	
	計	13名	
登校時 (乗車時間 0:25)			
6:55	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
7:15	里川	小	1名
↓		中	3名
7:25	浦越	中	4名
↓			
7:30	茅吹手・津賀	小	4名
↓		中	1名
7:40	昭和小		
7:40	駐車場(昭和中体育館下)		
下校時(1回目) (乗車時間 0:25)			
16:30	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
16:30	昭和小		
↓			
16:40	茅吹手・津賀	小	4名
↓			
16:55	里川	小	1名
↓			
17:15	駐車場(昭和中体育館下)		
下校時(2回目) (乗車時間 0:45)			
18:10	駐車場(昭和中体育館下)		
↓			
18:10	昭和中		
↓			
18:20	茅吹手・津賀	中	1名
↓			
18:25	浦越	中	4名
↓			
18:35	里川	中	3名
↓			
18:55	駐車場(昭和中体育館下)		

大正地区(一部路線バス使用)

⑥ 下津井線 (大奈路小・大正中～下津井)		
H19利用者	小学生	7名
	中学生	1名
	計	8名
(内3名は便乗)		
登校時		
○定期券にて北播観光を利用		
下校時(小学生 便) (乗車時間 0:35)		
16:40	大奈路小	
	↓	
16:45	(木屋ヶ内)	中 3名
	↓	
17:15	下津井	中 4名
下校時(中学生 便) (乗車時間 0:45)		
18:30	大正中	
	↓	
17:15	下津井	中 1名

⑦ 中津川線 (田野々小・大奈路小・大正中～中津川)		
H19利用者	小学生	18名
	中学生	9名
	計	27名
(内16名は便乗)		
登校時		
○定期券にて北播観光を利用		
下校時(小学生 便) (乗車時間 0:15)		
16:30	田野々小	
	↓	
16:35	(江師・小石)	小 16名
	↓	
16:40	大奈路小	
	↓	
16:55	中津川	小 2名
下校時(中学生 便) (乗車時間 0:25)		
18:30	大正中	
	↓	
18:40	大奈路小	中 7名
	↓	
18:55	中津川	中 2名

⑧ 打井川線 (田野々小、大正中～打井川)		
H19利用者	小学生	9名
	中学生	11名
	計	20名
(内14名は便乗)		
登校時 (乗車時間 0:35)		
7:23	奥打井川	小 1名
	↓	中 2名
7:33	中打井川	中 3名
	↓	
7:42	(上岡)	小 4名
	↓	中 5名
7:45	(下岡)	中 1名
	↓	
7:47	(瀬里)	小 1名
	↓	
7:30	(轟崎)	小 3名
	↓	
7:52	田野々小	
	↓	
7:58	大正中	
下校時(小学生 便) (乗車時間 0:29)		
16:33	田野々小	
	↓	
16:35	(轟崎)	小 3名
	↓	
16:38	(瀬里)	小 1名
	↓	
16:43	(上岡)	小 4名
	↓	
17:02	奥打井川	小 1名
下校時(中学生 便) (乗車時間 0:32)		
18:30	大正中	
	↓	
18:40	(下岡)	中 1名
	↓	
18:43	(上岡)	中 5名
	↓	
18:52	中打井川	中 3名
	↓	
19:02	奥打井川	中 2名

窪川地区(路線バス) 1

⑨ 松葉川温泉 線(路線バス) (松葉川温泉～米奥小前～小野川～窪中)		
登校時 (乗車時間 0:40)		
7:20	松葉川温泉	
	↓	
7:35	米奥(米奥小付近)	
	↓	
7:42	小野川(七里小付近)	
	↓	
8:00	窪川中	
下校時 (乗車時間 0:40)		
17:40	窪川中	
	↓	
17:58	小野川	
	↓	
18:05	米奥	
	↓	
18:20	松葉川温泉	

⑩ 上秋丸 線(大野見線 路線バス) (上秋丸～小野川～窪中)		
登校時 (乗車時間 0:35)		
7:25	上秋丸	
	↓	
7:42	小野川(七里小付近)	
	↓	
8:00	窪川中	
下校時 (乗車時間 0:35)		
17:35	窪川中	
	↓	
17:58	小野川	
	↓	
18:10	上秋丸	

窪川地区 2 (路線バス)

⑪ 床鍋 線(路線バス) (床鍋～影野～仁井田～窪川中)
登校時 (乗車時間 0:25) 7:45 床鍋 ↓ 7:52 影野(影野小付近) ↓ 7:58 仁井田(仁井田小付近) ↓ 8:10 窪川中
下校時 (乗車時間 0:25) 17:45 窪川中 ↓ 17:58 仁井田 ↓ 18:04 床鍋 ↓ 18:10 上秋丸

⑫ 飯ノ川 線(路線バス) (飯ノ川～本堂～窪川中)
登校時 (乗車時間 0:25) 7:40 飯ノ川 ↓ (東又小前通過) 7:45 本堂 ↓ 8:05 窪川中
下校時 (乗車時間 0:25) 16:25 窪川中 ↓ 17:58 本堂 ↓ 16:48 飯ノ川

⑬ 志和 線(路線バス) (志和～本堂～窪川中)
登校時 (乗車時間 0:50) 7:15 志和 ↓ (東又小前通過) 7:45 本堂 ↓ 8:05 窪川中
下校時 (乗車時間 0:25) 17:50 窪川中 ↓ 18:02 本堂 ↓ 18:30 志和
(クラブ活動の生徒は、タクシーを利用)

⑭ 興津 線(路線バス) (興津～本堂～仁井田～窪中)
登校時 (乗車時間 0:53) 7:15 興津 ↓ 7:45 本堂 ↓ 7:53 仁井田 ↓ 8:08 窪川中
下校時 (乗車時間 0:40) 17:40 窪川中 ↓ 17:53 仁井田 ↓ 18:02 本堂 ↓ 18:27 興津

⑮ 北ノ川・家地川 線(路線バス) (北ノ川～秋丸～家地川～南川口～窪中)
登校時 (乗車時間 0:40) 7:20 北ノ川 ↓ 7:30 家地川(家地川小付近) ↓ 7:40 秋丸 ↓ 7:45 南川口(川口小付近) ↓ 8:00 窪川中
下校時 (乗車時間 0:35) 17:40 窪川中 ↓ 17:55 南川口 ↓ 18:00 秋丸 ↓ 18:05 家地川 ↓ 18:15 北ノ川

⑯ 折合 線(路線バス) (折合～南川口～窪中)
登校時 (乗車時間 0:35) 7:25 折合 ↓ 7:45 南川口(川口小付近) ↓ 8:00 窪川中
下校時 (乗車時間 0:35) 17:40 窪川中 ↓ 17:55 南川口 ↓ 18:15 折合

四万十町通学区調整区域に係る事務処理要領

平成18年3月20日
教育長訓令第7号

(趣旨)

第1条 この要領は、通学区域の弾力的な運用を図る通学区調整区域に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整区域)

第2条 通学区に関して弾力的な取扱いをすることができる学校及びその指定する区域(以下「調整区域」という。)に住所を有する者が選択することができる学校(以下「選択校」という。)は、次のとおりとする。

指定学校名	調整区域	選択校
米奥小学校	上作屋	七里小学校
丸山小学校	東川角甲515-1 から515-99	窪川小学校

(選択校の申請)

第3条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の選択校への就学希望申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

(通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、教育委員会の審議を経ず選択校を就学校として、調整区域居住者の選択校への就学希望承認通知書(様式第2号)により、保護者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

四万十町立小学校及び中学校における校区外通学に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年法律第340号）第8条に規定する小学校又は中学校の指定の変更に関して、その円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(校区外通学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

以下省略

別表（第2条関係）

校区外通学基準

No	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に通学させたい場合	小学校 1～5年生 中学校 1～2年生	当該学期の終了まで	・校区外通学協議書（様式第3号）
			小学校6年生 中学校3年生	卒業時まで	
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に通学させたい場合	小全学年	必要と認められる期間（1年更新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に通学させたい場合	小・中全学年	転居日まで（原則6か月以内）	・校区外通学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中全学年	転居日まで（原則6か月以内）	・校区外通学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号）又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外通学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中全学年	必要と認められる期間	・校区外通学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	教育委員会が、通学区の境界と学校との距離からあらかじめ指定校の変更を認めている地域（調整区域）	小・中全学年	卒業時まで	・四万十町通学区調整区域に係る事務処理要領（平成18年四万十町教育長訓令第7号）による。
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外通学が適当であると認めた場合	小・中全学年	必要と認められる期間	・校区外通学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

四万十町小規模特認校試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自然環境に恵まれた、特色のある教育活動を行う小規模小学校（6学級以下の小学校をいう。）において教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるとともに、あわせて小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

(試行認定要件)

第2条 四万十町における小規模特認校（特色のある教育活動を行う小規模小学校で、町内全域を通学区域と認める学校、以下「小規模特認校」という。）の研究推進校として、四万十町立米奥小学校を認定する。ただし、試行認定期間は3年以内とする。

(対象児童)

第3条 特認入学（児童が小規模特認校に通学区域外から通学するため入学することをいう。）の対象となる児童は、町内に在住するものであって町内小学校就学予定児童とする。

(入学の条件)

第4条 特認入学に際しての児童及び保護者の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通学する当該小規模特認校の教育方針及びPTA活動等について十分理解し、積極的に協力すること。
- (2) 通学にあたっては、保護者の負担と責任において行うこと。
- (3) 1年以上の通年通学をさせること。

(入学時期及び期間)

第5条 特認入学の時期は、4月1日とする。

2 特認入学の期間は、原則として、特認入学から卒業までとする。

3 保護者の事情により通学が困難となった場合は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は小規模特認校校長（以下「特認校長」という。）と協議し、居住地の学校に復帰させるものとする。

以下 省略